

# 福島県で働く

## 保育士さんを応援しています。

～令和5年度 福島県県外保育士移住促進事業～

### 移住支援金のお知らせ

**対象者** 次の①～⑦の要件を満たす方

- ①保育士の資格を有し、保育士登録を受けていること。
- ②県内の保育所等に就職するため県内に転入し、その後も継続して県内に居住していること。
- ③令和5年4月1日以降に県内に所在する保育所等に雇用され、その後も1年以上保育士として県内の保育所等に勤務すること。
- ④本支援金の交付を受けた後も継続して県内に勤務する意思を有すること。
- ⑤保育所等の設置者等との直接雇用契約に基づく就業で、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。期間の定めがある場合は、当該期間が更新予定を含め1年未満で終了するものではないこと。
- ⑥転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑦本事業以外に福島県が実施する同様の支援金の交付を受けていないこと。

**対象期間** 毎年度3月末日までに勤務期間が1年に達した者又は確実に達する見込みである者を対象とする。

**募集人数** 原則先着順で10名を予定

**交付金** 交付額は、申請者1人あたり300,000円とする。

**申請方法** ①福島県保育士・保育所支援センターに連絡

申請書類を郵送もしくはHPよりダウンロード

②必要書類を保育士センターへ郵送

確認、審査

③指定の口座へ交付決定額を送金



## 福島県保育士・保育所支援センター

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111

Tel : 024-521-5662 Fax : 024-521-5663

Mail : [jinzai@fukushimakenshakyō.or.jp](mailto:jinzai@fukushimakenshakyō.or.jp)

HP : <https://f-fjc.com/>

